

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	建設局公園緑化部調整課(06-6615-6723) 経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)
処分担当名	当該都市公園・有料施設を担当する指定管理者 ・長居わくわくパークプロジェクトチーム(長居公園内有料施設指定管理者) ・新生ビルテクノ・東急スポーツオアシス・ゼット共同事業体(「旭プール・児童プール」指定管理者) ・鶴見緑地スマイルパートナーズ(咲くやこの花館等鶴見緑地内有料施設指定管理者) ・一般財団法人 大阪スポーツみどり財団(「南港中央野球場・南港中央庭球場」指定管理者) ・靱公園&地域デザイングループ(靱公園内有料施設指定管理者) ・大阪城パークマネジメント共同事業体(大阪城公園内有料施設指定管理者) ・公益財団法人大阪武道振興協会(「大阪城弓道場」指定管理者)
処分の名称	都市公園の代行施設における有料施設の利用料金の減免
概 要	都市公園の代行施設における有料施設の利用料金の減免について規定しています。
根拠法令等 及び条項	大阪市公園条例第16条の2第6項、第7項、第8項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	大阪市公園条例第16条の2第6項、第7項または第8項に掲げる要件を満たすことが必要です。 大阪市公園条例第16条の2 6 代行公園の指定管理者及び代行施設の指定管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用料金を免除することができる。 (1) 水泳場を使用し、又は植物園、総合植物館若しくは庭園に入場する就学前児童の利用料金 (2) 植物園、総合植物館又は庭園に入場する65歳以上の者及び児童等の利用料金 (3) 幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校の教員が、園児、児童又は生徒を引率して植物園、総合植物館又は庭園に入場するときの当該教員の利用料金 (4) 入所者が、当該施設の職員に引率されて団体で植物園、総合植物館又は庭園に入場するときの入所者、職員及び介護者の利用料金 (5) 身体障害者手帳の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他これらに類するもので市規則で定める者が、水泳場若しくは弓道場を使用し、又は植物園、総合植物館若しくは庭園に入場するときのその者及びその者に同伴してその者の介護を行う者の利用料金 (6) 長居植物園に入場する者が大阪市立自然史博物館の常設展示場の観覧券を提示したときの長居植物園に係る利用料金 (7) 本市が都市公園を使用して事業を実施するときの本市の利用料金 (8) 国、地方公共団体又は公共的団体が緑化の推進、防災又は防犯に関する活動のために都市公園を使用するときの国、地方公共団体又は公共的団体の利用料金 7 代行施設の指定管理者は、植物園、総合植物館、水泳場又は庭園を30人以上の団体で使用する時の利用料金については、次の各号に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める額を減額することができる。 (1) 30人以上50人未満の団体 利用料金の1割に相当する額 (2) 50人以上100人未満の団体 利用料金の2割に相当する額 (3) 100人以上の団体 利用料金の3割に相当する額 8 前2項に定めるもののほか、代行公園の指定管理者及び代行施設の指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認める場合には、利用料金の5割に相当する額の範囲内において利用料金を減額し、又は免除することができる。
標準処理期間	即時
経由日数	なし
提出先	当該施設の指定管理者
提出時期	随時
提出方法	当該施設の指定管理者に提出してください。
手数料	なし
相談窓口	当該施設の指定管理者
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html
備考	